

Q 18 1年生の時は、子どもの数が81人だったのですが、2年生に進級した際に1人が転出してしまい、80人になってしまいました。そのため、学級数が3クラスから2クラスになるとのことです。たった1人の子どもが減っただけで、学級数も減ることになるのでしょうか？

A 都道府県や市町村の判断によりますが、必ずしも、クラス数が減るということではありません。

学校のクラス規模や教員の数は、教育の質や水準を維持し、高めていく上で、重要な要件の一つです。

義務教育である小学校や中学校については、全国どこの学校においても一定の水準の教育が確保されるよう、国は法律により、クラス規模とクラス数に応じた教員の数を定めるとともに、教員の給与費の半額を負担しています。

このような制度の下で、市町村は小学校や中学校を設置し、運営しており、市町村立の学校であっても、その教育は国と都道府県と市町村がお互いに連携、協力して支えている、言わば共同事業ともいうべきものです。

ですから、都道府県や市町村が国の定めた基準によらずにクラス規模を決めることはできません。

そのクラス規模は、法律で1クラス当たりの児童の数又は生徒の数の上限を40人と定めています。つまり、クラスの人数が41人になった時には、21人のクラスと20人の2クラスに分けることとなります。

しかしながら、特別の事情がある場合には、1クラスの上限をこのルールに従わない弾力的なクラス編制が行われることもあります。

例えば、

中学校2年時には81人であったため27人ずつの3クラスとしていました。3年時に1人が転出してしまうため、この基準によると40人ずつの2クラスとなってしまいますが、卒業を控えていることへの教育的配慮から3クラスを維持する場合

逆に1学年80人であったものが、転入により81人となりまし

た。しかし，せっかくなじんだクラスメートと別れたくないなどの児童生徒や保護者の要望により2クラスのまま据え置く場合

通学区域において大規模団地が造成されること等により児童生徒の転入増が大幅に見込まれ，年度途中でクラス数が増えることが確実であるために，あらかじめクラス数が増やされる場合

などの状況で，都道府県の認可を受けた上で1クラス40人に限らないクラス編制が行われることもあります。

なお，平成10年9月の中央教育審議会答申「今後の地方教育行政の在り方について」では，

教員一人当たりの児童生徒数を欧米並みの水準に近づけること
弾力的な学級の編制ができるよう必要な法的整備を図ること
学校の実態に応じた指導が可能となるよう，教職員の配置をより弾力的に運用できるようにすること

などの提言をいただいたところであり，その実現に向け検討を行っています。

～学級編制標準の改善の経緯～

法律制定以前	全国平均	60人
		↓
法律制定後		
昭和34～38年度（第1次改善計画）		50人
		↓
昭和39～43年度（第2次改善計画）		45人
		↓
昭和44～48年度（第3次改善計画）		
		↓
昭和49～53年度（第4次改善計画）		
		↓
昭和55～平成3年度（第5次改善計画）		40人
		↓
平成5～12年度（第6次改善計画）		